

※赤字がこれまでの委員の皆様の  
意見を反映させた部分となります。

資料 1

# 呉市中小企業振興基本条例（仮称）案 要綱（たたき台）

(前文)

広島県（中小企業・小規模企業振興条例）	廿日市市（産業振興基本条例）	横須賀市（中小企業振興基本条例）	呉市	解説
<p>(前文)</p> <p>広島県の中小企業・小規模企業は、県内企業数の九十九パーセント以上を占め、そのうち小規模企業は約八割にも上り、住民生活の向上、地域経済の安定、雇用機会の創出、地域活動の実践などにおいて、地域を支えるために欠くことのできない存在である。</p> <p>本県が今日に至るまで発展を続けているのも、こうした中小企業・小規模企業が、長きにわたり、重要な役割を果たしているからにほかならない。</p> <p>しかしながら、少子高齢化が進み、労働力の確保が困難となる中、国内需要の低迷や海外との競争の激化など、中小企業・小規模企業を取り巻く社会経済情勢は厳しさを増しており、とりわけ経営基盤の弱い小規模企業は深刻な状況に置かれている。</p> <p>こうした状況のもと、本県経済の発展及び地域の活性化のためには、小規模企業をはじめとする中小企業の振興が不可欠であり、県民の間でその重要性に対する認識が共有されるとともに、多くの関係者が連携及び協力し、中小企業・小規模企業の持続及び成長に向けた取組を支援していく必要がある。</p> <p>ここに、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置づけ、施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。</p>	<p>(前文)</p> <p>なし</p>	<p>(前文)</p> <p>近年の国境を越えた経済活動の拡大と、それに伴う激化する競争社会の伸展、さらに、社会構造を変える急速な少子高齢化の進行など経済を取り巻く環境の変化は非常に厳しく、横須賀の中小企業も同様に極めて厳しい状態が続いている。</p> <p>市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、それぞれの業種・職種において市内経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献するとともに、大企業を様々な面から補完する存在として横須賀の発展に大きく寄与してきた。そして同時に、地域経済の活性化は、企業の利益や所得の増加を生みだし、横須賀市の税収の増加につながり、市民への多様な行政施策を実現できるという好循環を生み出してきた。</p> <p>横須賀は開港以来、戦前は海軍の街として、戦後は造船及び自動車産業を核に、日本各地から意欲的な人々が集まり、活力ある経済と豊かな地域社会を形成してきた。多くの人々が新しいふるさとを横須賀に求め、競い合い、助け合いながら発展してきた街が横須賀という都市である</p> <p>市内経済の継続的な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することが不可欠であり、ここに、中小企業政策を市政の重要課題と位置付け、この条例を制定する。</p>	<p>(前文)</p> <p>呉市の歴史的背景や産業発展の経緯、小規模企業を始めとする中小企業を取り巻く現状と課題、中小企業の存在意義や中小企業振興の重要性を記載し、本条例制定の趣旨及び意義を明らかにするもの</p> <p>(具体的内容)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 明治期における呉鎮守府及び呉海軍工廠の設置により、戦前は東洋一の軍港・日本一の海軍工廠のまちとして栄え、飲食店を始め、ラムネや和菓子などの嗜好品を売る店、或いはクリーニング屋などのサービス業も急増、映画館その他のエンターテインメント産業も盛んとなり、街には路面電車が走り、活気ある街として人々があふれたこと。</li><li>2 その後、戦艦「大和」に代表される優れた技術が造船・鉄鋼など重工業を中心とした産業に受け継がれ、「ものづくりのまち」として発展するとともに、美しい自然や歴史・文化・地域産業など特色ある多彩な地域資源の広がりや地域経済に新たな効果をもたらしたこと。</li><li>3 前述の経緯の中、小規模企業を始めとする中小企業は、地域経済の基盤を形成し、雇用や賑わいの創出をもたらすなど、本市の発展及び市民生活の向上に欠かすことのできない存在として大きく貢献</li><li>4 近年の急速な少子高齢化や人口減少、海外との競争激化など社会経済情勢は大きく変化し、中小企業を取り巻く環境は極めて厳しい状況</li><li>5 本市が将来にわたり持続的に成長・発展し続けるには中小企業の活力向上が不可欠であり、地域社会全体で連携及び協力し、自助努力と創意工夫あふれる中小企業が育つ環境を整備することが重要</li><li>6 中小企業振興が地域社会の活性化と本市の発展につながることを明らかにし、豊かで暮らしやすいまちを実現するための条例の制定</li></ol>	<p>(前文)</p> <p>前文は、条例本文の前に置かれ、その条例制定の背景や目的、制定理由などを述べた文章で、具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準を示すものとなります。</p> <p>ここでは、本市の成り立ちや地域の特性など「呉市らしさ」を表現しながら、本市における中小企業の果たす役割や重要性等を謳い、地域社会全体で中小企業を応援していく姿勢を記述しています。</p>

(目的)

広島県	廿日市市	横須賀市	呉市	解説
<p>(目的) 第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定めるとともに、県の責務や関係者の役割等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、産業の振興が地域社会に果たす役割の重要性に鑑み、市の産業の振興に関する基本理念その他の基本となる事項を定めることにより、地域経済の健全な発展を図り、もって市民が暮らしやすいまちづくりに資することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、中小企業の振興について、市、中小企業者及び大企業者等の責務等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) この条例を制定する目的を定めるもの (具体的内容) 本市の中小企業振興に関し、基本理念及び市の施策の基本となる事項を定めるとともに、市、中小企業者、大企業者その他の関係者の役割等について明らかにすることにより、中小企業振興策の総合的な推進並びに本市経済の発展と市民生活の向上を図ること。</p>	<p>(目的) 目的規定は、一見して条例の内容を理解・推測することができるよう、条例の立法目的を簡潔に表現したものです。 本条例は、本市の中小企業振興に関する基本的な方向性や姿勢を中小企業者及び市民等に示すこととする、いわゆる理念条例とするものです。 また、「本市経済の発展と市民生活の向上を図る」とは、本条例の究極の目的であり、中小企業に関する施策を実施することが、ひいては「本市経済の発展と市民生活の向上」に資することになるという意味を示しています。</p>

(定義)

広島県	廿日市市	横須賀市	呉市	解説
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。</p> <p>(2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。</p> <p>(3) 中小企業・小規模企業 第1号に規定する中小企業者及び前号に規定する小規模企業者をいう。</p> <p>(4) 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体であって、県内に事務所等を有するものをいう。</p> <p>(5) 大企業者 中小企業・小規模企業以外の事業者であって県内に事務所等を有するものをいう。</p> <p>(6) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者であって県内に事務所等を有するもの及び広島県信用保証協会をいう。</p> <p>(7) 大学等及び研究機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校並びに研究機関であって県内に所在するものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 市内において営利を目的として事業活動を行う個人及び法人をいう。</p> <p>(2) 産業経済団体 商工会議所、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、観光協会その他市内において経済活動又は地域経済の振興を行う団体など、産業の振興に寄与する団体をいう。</p> <p>(3) 産業支援機関 独立行政法人、公益財団法人その他の団体であって、事業者に対する支援に関する業務を行うものをいう。</p> <p>(4) まちづくり活動団体 廿日市市協働によるまちづくり基本条例(平成24年条例第3号)第2条第3号に定める団体をいう。</p> <p>(5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。</p> <p>(6) 地域資源 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)第2条第2項に定める地域産業資源のほか、本市において独自の価値を有する自然、歴史、文化、技能、人材及び施設などの資源をいう。</p> <p>(7) 地産地消 市産品等を消費し、又は利用することをいう。</p> <p>(8) 市産品等 次のいずれかに該当するものをいう。 ア 市内において生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又は市内において製造され、若しくは加工された物品 イ アに掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品 ウ 市内において提供されるサービス</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、市内に会社にあつては本店、個人にあつては住所を有するものをいう。</p> <p>2 この条例において、「大企業者等」とは、中小企業者以外の事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>この条例における用語の意義を定めるもの</p> <p>(具体的内容)</p> <p>1 中小企業者とは、中小企業基本法に定める中小企業者及び小規模企業者で市内に事務所等を有するものをいうものとする。</p> <p>2 大企業者とは、中小企業者以外の事業者で市内に事務所等を有するものをいうものとする。</p> <p>3 中小企業支援団体とは、商工会議所、商工会、その他の中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体であつて、市内に事務所等を有するものをいうものとする。</p> <p>4 金融機関等とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者であつて市内に事務所等を有するもの及び広島県信用保証協会をいうものとする。</p> <p>5 大学等及び研究機関とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校並びに研究機関であつて市内に所在するものをいうものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>条例の中で用いる用語の意義を定めたものです。</p> <p>ここでは、「中小企業者」、「大企業者」、「金融機関等」、「大学等研究機関」の定義について規定しています。</p> <p>(1)「中小企業」と「中小企業者」の違いについては、「中小企業」は中小企業を包括的・総称的に指す場合に用い、「中小企業者」は個別具体の会社や個人を指す場合に用います。</p> <p>(2)大企業者とは、中小企業者以外の事業者のことを指します。</p> <p>(3)その他の中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体とは、中小企業家同友会、経済同友会等のことを指します。</p> <p>(4)金融機関等とは、銀行、信用金庫、信用協同組合、日本政策金融公庫、広島県信用保証協会その他の金融に関する業務を行う事業者のことを指します。</p> <p>(5)大学等及び研究機関とは、大学、高等専門学校、広島県立西部工業技術センター、公益財団法人くれ産業振興センターなどを指します。</p>

(基本理念)

広島県	廿日市市	横須賀市	呉市	解説
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。</p> <p>(1) 中小企業・小規模企業が本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。</p> <p>(2) 中小企業者の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な努力が促進されること。この場合において、小規模企業者については、持続的な発展を図るための取組が促進されること。</p> <p>(3) 県、市町、中小企業者、小規模企業者、中小企業支援団体、大企業者、金融機関等、大学等及び研究機関その他中小企業者の事業活動と関係がある者が相互に連携し、及び県民の協力を得て推進されること。</p> <p>(4) 県内の多様な産業の集積、優れた人材、豊かな特産物その他の地域資源を十分に活用して推進されること。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自主的な経営努力を尊重すること並びに市、事業者、産業経済団体、産業支援機関、金融機関、大学、まちづくり活動団体及び市民等の多様な主体が相互に連携し、協働により推進することにより、事業者の活力が最大限に発揮され、持続的な地域社会の発展を図ることを旨として、行われなければならない。</p> <p>2 産業の振興は、前項に定める基本理念に即し、次に掲げる事項を基本的な方針(以下「基本方針」という。)として推進するものとする。</p> <p>(1) 多様な産業特性及び地域特性を持つ第一次産業、第二次産業、第三次産業の連関を一層推進し、新たな経済循環の創出を図ること。</p> <p>(2) 地域に密着し、中小企業及び小規模企業の持続的な発展を図ること。</p> <p>(3) 新たな価値を創出し、社会経済情勢の変化や市場の動向への即応を図ること。</p> <p>(4) 地域資源を積極的に活用し、新事業の創出を図ること。</p> <p>(5) 質の高い雇用を創出するとともに、市民の暮らしの基盤である多様な就労機会の増大を図ること。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>なし</p>	<p>(基本理念)</p> <p>中小企業振興を推進するための基本的な考え方を定めるもの</p> <p>(具体的内容)</p> <p>1 中小企業が、本市経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。</p> <p>2 中小企業者の自助努力による経営の改善及び向上が促進されること。</p> <p>3 中小企業者の創意工夫が活かされる事業活動が促進されること。</p> <p><b>4 中小企業者の経済的・社会的環境の変化への適応が円滑化されること。</b></p> <p>5 市・中小企業者・大企業者・中小企業支援団体・金融機関等・大学等及び研究機関・市民の連携や協力が図られること。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>本条例の目的を実現する上での基本的な理念、考え方について規定しています。</p> <p>(1) 中小企業振興は、常に、中小企業が地域経済の発展や雇用の創出など市民生活の向上を下支えする重要な存在であることを踏まえ、各施策を推進することが必要であるということを表しています。</p> <p>(2) 中小企業者の経営の改善及び向上については、中小企業者の自助努力が不可欠であり、それを助長する方向で支援するものです。</p> <p>(3) 中小企業者の創造性に富む事業活動により、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させるなどの効果が期待されることから、中小企業者の創意工夫が活かされ、意欲の向上が図られることが重要であるとしています。</p> <p>(4) 中小企業者は、経済的・社会的環境の変化による影響を受けやすい存在であり、事業活動に支障が生じないように、その変化に対して中小企業者が的確に対応できるように支援するものです。</p> <p>(5) 中小企業の振興は、関係する7つの主体が連携・協力することにより、推進されるとしています。</p>

(基本的施策)

広島県	廿日市市	横須賀市	呉市	解説
<p>(施策の基本方針)</p> <p>第 13 条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講じるものとする。</p> <p>(1) 創業及び新たな事業の創出等の促進を図ること。</p> <p>(2) 成長分野への参入に向けた新商品及び新技術の研究並びに開発の促進を図ること。</p> <p>(3) 国内外における市場の開拓及び海外における事業の展開の促進を図ること。</p> <p>(4) 経営方法の改善、技術の向上その他中小企業・小規模企業の経営基盤の強化を図ること。</p> <p>(5) 産学官の連携(県、市町、中小企業者、小規模企業者、中小企業支援団体、大企業者、金融機関等、大学等及び研究機関等が相互に連携することをいう。)等による技術及び新商品の開発等の促進を図ること。</p> <p>(6) 中小企業組合制度の活用支援及び業種間連携の促進を図ること。</p> <p>(7) 商店街及び中心市街地等の活性化を通じての商業の振興を図ること。</p> <p>(8) 地域にある産業基盤その他の地域資源を活かした事業活動の促進を図ること。</p> <p>(9) 後継者をはじめとする事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。</p> <p>(10) 事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。</p> <p>(11) 融資制度等による資金供給の円滑化を図ること。</p> <p>(12) 雇用環境の整備を図ること。</p>	<p>(基本的施策)</p> <p>なし</p>	<p>(施策の基本方針)</p> <p>第 7 条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。</p> <p>(1) 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進するため、産業経済構造の実情を可能な限り調査し、及び分析し、その結果を踏まえたより効果的な施策とすること。</p> <p>(2) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、経済や雇用の動向に十分配慮した中小企業者の受注機会の増大に努めること。</p> <p>(3) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、経済や雇用の動向に十分配慮した中小企業者の参入機会の増大に努めること。</p> <p>(4) 中小企業者の経営の革新等のための自主的な取組み、市の施策への協力、地域社会への貢献の状況等を適切に評価し、積極的な活用を努めること。</p> <p>(5) 中小企業者相互及び中小企業者と大企業者等の連携及び協力を促進すること。</p> <p>(6) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。</p> <p>(7) 必要な財政上の措置を講ずること。</p>	<p>(基本的施策)</p> <p>基本理念に基づき市が取り組む中小企業振興策の基本方針を定めるもの (具体的内容)</p> <p>1 中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。</p> <p>2 中小企業者の経営基盤の強化の促進を図ること。</p> <p>3 中小企業者の事業活動に必要な資金調達の円滑化の促進を図ること。</p> <p>4 中小企業者の販路の拡大の促進を図ること。</p> <p>5 中小企業者の人材の育成及び雇用の安定の促進を図ること。</p> <p>6 中小企業者の事業の承継又は廃止の円滑化の促進を図ること。</p> <p>7 地域資源の活用等による産業の活性化及び創出の促進を図ること。</p> <p>8 中小企業の事業活動に資する地元調達等の促進を図ること。</p> <p>9 中小企業に対する理解の促進を図ること。</p>	<p>(基本的施策)</p> <p>中小企業振興に関し、基本理念に基づき市が取り組む施策の基本方針について規定します。</p> <p>(1) 新製品の開発や新サービスの提供により経営の向上が図られる取組や、創業が円滑にできるための環境の整備について、必要な施策を講ずることにより支援します。</p> <p>(2) 設備、技術、個人の有する知識及び技能などの経営資源の補完や、事業が継続的に発展するよう、必要となる施策を講ずることにより支援します。</p> <p>(3) 資金調達を行う際、自らの力だけでは解決が困難な問題について、必要となる施策を講ずることにより支援します。</p> <p>(4) 事業を継続して行く上で大きな課題である販路の拡大について、必要となる施策を講ずることにより支援します。</p> <p>(5) 人材は重要な経営資源の 1 つであるため、自社の従業員を育成し、技術を継承することや、人材を確保し雇用を安定させるため、必要となる施策を講ずることにより支援します。</p> <p>(6) 事業の承継又は廃止の円滑化を図るための施策を講ずることにより支援します。</p> <p>(7) 自然、歴史、文化、産業などの地域資源を活かした新商品・新サービス等を創造する事業活動は、地域に活力を与え、事業活動の中でも特に新たな付加価値を生み出す可能性が高い活動であり、必要となる施策を講ずることにより支援します。</p> <p>(8) 本市には、国の機関や大企業など大規模な事業所が多数所在しており、市はもとより、これらの地元調達等により、中小企業支援の一翼を担うこととするものです。</p> <p>(9) 中小企業に関する情報を広く市民に提供するなど、中小企業への理解を促進し、中でも次世代を担う人材が地域の中小企業に関心を持つことが重要であると考えられることから、必要となる施策を講ずることにより支援します。</p>

(市の役割)

広島県	廿日市市	横須賀市	呉市	解説
<p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町、中小企業者、小規模企業者、中小企業支援団体、大企業者、金融機関等、大学等及び研究機関等と連携して取り組むものとする。</p> <p>3 県は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について、県民の理解を深めるよう努めなければならない。</p> <p>(市町との協力)</p> <p>第5条 県及び市町は、それぞれが実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、市内の産業の実態を的確に把握するとともに、基本方針に即し、事業者、産業経済団体、産業支援機関、金融機関、大学、まちづくり活動団体及び市民等との連携及び協働により、産業の振興に関する施策(以下「産業施策」という。)を一体的及び相乗的に展開しなければならない。</p> <p>2 市は、国及び広島県との適切な役割分担のもと、中小企業及び小規模企業の持続的な発展のための支援に努めなければならない。</p> <p>3 市は、中小企業及び小規模企業が地域経済の活性化並びに市民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、市民の理解を深めるよう努めなければならない。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、この条例の趣旨にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、市は、国、関係地方公共団体、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者等及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。</p>	<p>(市の役割)</p> <p><b>中小企業振興に関し市が果たすべき役割を定めるもの</b> (具体的内容)</p> <p>1 中小企業振興策を総合的に策定し、実施すること。</p> <p><b>2 中小企業振興策の策定及び実施に当たり、中小企業の状況を把握し、国・関係地方公共団体・中小企業者・大企業者・中小企業支援団体・金融機関等・大学等及び研究機関・市民と相互に連携して効果的に実施するよう努めること。</b></p>	<p>(市の役割)</p> <p>中小企業の振興を推進していくために、市が担っていく役割について規定しています。</p> <p>(1) 中小企業を取り巻く経済的社会的環境の変化に即応した中小企業振興施策を企画立案し、効果的に実施することとしています。</p> <p>(2) 中小企業の振興施策を定め、実施していくためには、中小企業の状況把握、国、関係地方公共団体その他の関係機関との相互連携が重要かつ不可欠であるとしています。</p>

(中小企業者の努力)

広島県	廿日市市	横須賀市	呉市	解説
<p>(中小企業者及び小規模企業者の努力)</p> <p>第6条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 中小企業者は、地域における雇用の機会の創出に努めるとともに、その事業活動を通じて、地域の活性化に資するよう努めるものとする。</p> <p>3 小規模企業者は、基本理念にのっとり、その事業の持続的な発展を図るため、自主的に着実な事業運営を図るよう努めるものとする。</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者は、基本方針に即し、創意工夫及び自主的な経営努力により、経営基盤の強化、就業機会の増大、人材の育成及び多様な労働条件の整備に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚するとともに、市の産業施策及び産業経済団体等による事業に積極的に協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、法令の規定を遵守するとともに、自らの事業活動に期待される社会的な意義及び役割を認識し、これに応えるよう努めるものとする。</p>	<p>(中小企業者の責務)</p> <p>第4条 中小企業者は、経営の革新(中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への即応のために、自主的な取り組みを行うよう努めなければならない。</p> <p>2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、緊急災害への対応をはじめとして暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。</p>	<p>(中小企業者の努力)</p> <p><b>中小企業者が自ら行うべき努力を定めるもの</b> (具体的内容)</p> <p>1 <b>経営基盤の強化、人材の育成、雇用の安定、従業員の福利厚生の実現等に自主的に取り組むよう努めること。</b></p> <p>2 <b>地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めること。</b></p> <p>3 <b>市、中小企業支援団体その他が実施する中小企業振興策に主体的に取り組むよう努めること。</b></p>	<p>(中小企業者の努力)</p> <p>中小企業の振興を推進していくために、中小企業者の努力について規定しています。</p> <p>(1) 基本理念に規定されているとおり、中小企業者は自らの自助努力と創意工夫を基本とし、経営基盤の強化をはじめ、人材の育成、雇用の安定、従業員の福利厚生の実現を図っていくことに努めるものとしています。</p> <p>(2) 中小企業者は、地域活動への参加など地域社会の一員としての社会的責任を果たし、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとしています。</p> <p>(3) 中小企業者は、本市や中小企業支援団体等による中小企業振興策に、主体的に取り組むよう努めるものとしています。</p>

(大企業者の役割)

広島県	廿日市市	横須賀市	呉市	解説
<p>(大企業者の役割)</p> <p>第8条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域の雇用を支え、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の重要性について理解を深めるとともに、中小企業・小規模企業に対し、その事業の成長及び発展に配慮し、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(大企業者の役割)</p> <p>なし</p>	<p>(大企業者等の責務)</p> <p>第5条 大企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚することはもとより、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。</p> <p>2 大企業者等は、中小企業の振興が市内経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(大企業者の役割)</p> <p>中小企業振興に関し大企業者が果たすべき役割を定めるもの</p> <p>(具体的内容)</p> <p>1 事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、中小企業者との連携及び協力を努めること。</p> <p>2 中小企業振興が地域経済の活性化において果たす役割の重要性を理解し、市、中小企業支援団体その他が実施する中小企業振興策に協力するよう努めること。</p>	<p>(大企業者の役割)</p> <p>中小企業の振興を推進していくために、大企業者の役割について規定しています。</p> <p>(1) 大企業者は、中小企業者と比較し事業所数こそ少ないものの、地域社会や中小企業に対する影響力が大きいことから、まちづくりや中小企業の振興に一定の役割を求めるとし、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力により、地域経済の安定に努めるものとしています。</p> <p>(2) 大企業者は、中小企業振興の重要性を理解した上で、中小企業振興に関する施策に対し、協力するよう努めるものとしています。</p>

(中小企業支援団体の役割)

広島県	廿日市市	横須賀市	呉市	解説
<p>(中小企業支援団体の役割)</p> <p>第7条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の改善及び向上並びに小規模企業者の持続的な発展を図るための取組を積極的に支援するよう努めるものとする。</p> <p>2 中小企業支援団体は、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(産業経済団体の役割)</p> <p>第6条 産業経済団体は、基本方針に即し、事業者の経営の改善発達を支援するとともに、社会一般の福祉の増進に努めるものとする。</p> <p>2 産業経済団体は、経済活動又は地域産業を振興させることにより地域社会に貢献するよう努めるものとする。</p>	<p>(中小企業支援団体の役割)</p> <p>なし</p>	<p>(中小企業支援団体の役割)</p> <p>中小企業振興に関し中小企業支援団体が果たすべき役割を定めるもの</p> <p>(具体的内容)</p> <p>1 中小企業振興が地域経済の活性化において果たす役割の重要性を理解し、地域社会の中で中小企業が発展できるように支援するよう努めること。</p> <p>2 市、中小企業者、金融機関等並びに大学等及び研究機関と相互に連携し、中小企業振興に関する取組を主体的に推進するよう努めること。</p>	<p>(中小企業支援団体の役割)</p> <p>中小企業の振興を推進していくために、支援団体の役割について規定しています。</p> <p>(1) 中小企業支援団体は、中小企業が振興することで、結果として市民生活の向上・地域経済の活性化が図られることを理解し、地域社会の中で中小企業が発展できるように支援することを求めるものです。</p> <p>(2) 中小企業支援団体は、本市及び中小企業者、金融機関等並びに大学等及び研究機関と相互に連携し、中小企業振興に関する取組を主体的に推進していくよう努めるものとしています。</p>

(金融機関等の役割)

広島県	廿日市市	横須賀市	呉市	解説
<p>(金融機関等の役割)</p> <p>第9条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業に対し、資金の円滑な供給、経営の支援その他の必要な協力を行うよう努めるとともに、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(金融機関の役割)</p> <p>第7条 金融機関は、業務の公共性に鑑み、基本方針に即し、事業者の健全な事業活動及び創業を支援することにより、地域経済の健全な発展に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>(金融機関の役割)</p> <p>なし</p>	<p>(金融機関等の役割)</p> <p>中小企業振興に関する金融機関等の役割について定めるもの</p> <p>(具体的内容)</p> <p>金融機関等の役割が中小企業の振興にとって重要であることに鑑み、中小企業者に対する円滑な資金供給、経営や事業承継の支援その他の必要な協力とともに、市、中小企業支援団体その他の主体が実施する中小企業振興策と連携し、中小企業者の健全な発展に資する取組を進めるよう努めること。</p>	<p>(金融機関等の役割)</p> <p>中小企業振興を推進していくための金融機関等の役割を規定しています。</p> <p>金融機関等は、中小企業の事業活動において資金供給や経営改善などの面で密接に関係があり、中小企業の経営課題の解決に果たす役割が大きいことから、その役割の内容について定めるものです。</p>

(大学等及び研究機関の役割)

広島県	廿日市市	横須賀市	呉市	解説
<p>(大学等及び研究機関の役割)</p> <p>第10条 大学等及び研究機関は、基本理念にのっとり、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及を通じて、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(大学等及び研究機関の役割)</p> <p>なし</p>	<p>(大学等及び研究機関の役割)</p> <p>なし</p>	<p>(大学等及び研究機関の役割)</p> <p>中小企業振興に関する大学等及び研究機関の役割について定めるもの</p> <p>(具体的内容)</p> <p>大学等及び研究機関の役割が中小企業の振興にとって重要であることに鑑み、中小企業者が基本理念の実現に向けて取り組む事業活動への協力、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に努めること。</p>	<p>(大学等及び研究機関の役割)</p> <p>中小企業振興を推進していくための大学等及び研究機関の役割を規定しています。</p> <p>大学等及び研究機関は、中小企業と連携した新製品・新技術の研究開発、研究成果の普及、優れた人材の育成及び中小企業への人材供給などにおいて、中小企業の振興に多大な貢献が期待できる機関であることから、一定の役割を求めたものです。</p>

(市民の理解及び協力)

広島県	廿日市市	横須賀市	呉市	解説
<p>(県民の協力)</p> <p>第11条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興が、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の理解と協力)</p> <p>第8条 市民は、中小企業及び小規模企業が自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて理解するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、産業の振興が自らの生活をより豊かにし、地域の持続的な発展に寄与することを理解し、地産地消を心掛け、地域経済の健全な発展に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の理解と協力)</p> <p>第6条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の理解及び協力)</p> <p>中小企業振興に関する市民の理解及び協力について定めるもの</p> <p>(具体的内容)</p> <p>市民は、中小企業振興が市民生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めること。</p>	<p>(市民の理解及び協力)</p> <p>中小企業振興を推進していくための市民の理解と協力を規定しています。</p> <p>市民は、中小企業が振興することで、結果として市民生活の向上・地域経済の活性化が図られることを理解し、地域社会の中で中小企業が発展できるように協力を求めるものです。</p>

(教育の充実)

広島県	廿日市市	横須賀市	呉市	解説
<p>(教育の充実)</p> <p>第12条 学校(学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。)をいう。)は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の事業活動及び地域経済に果たす役割について、児童及び生徒の理解を深めるための教育活動を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(教育の充実)</p> <p>なし</p>	<p>(教育の充実)</p> <p>なし</p>	<p>(教育の充実)</p> <p><b>教育により、中小企業の事業や役割について青少年の理解を深めることを定めるもの</b></p> <p>(具体的内容)</p> <p>学校(幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。)は、地域の経済活動の一環としての中小企業者の事業活動、地域経済に果たす役割等について、児童及び生徒の理解を深めるための教育活動を行うよう努めること。</p>	<p>(教育の充実)</p> <p>教育により、中小企業の事業や役割について、青少年の理解を深めることについて規定しています。</p> <p>学習の中で、地元にはどのような中小企業があるかを知り、高度なものづくり技術など中小企業の事業活動や役割等への理解を深めるとともに、児童・生徒の郷土愛を育むための教育活動を推進するものです。</p>

(意見の聴取)

広島県	廿日市市	横須賀市	呉市	解説
<p>(中小企業者等の意見の反映)</p> <p>第16条 県は、中小企業者、小規模企業者及び中小企業支援団体等から意見を聴取するための会議を定期的に開催し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策に反映するよう努めるものとする。</p>	<p>(意見の聴取)</p> <p>なし</p>	<p>(意見の聴取)</p> <p>なし</p>	<p>(意見の聴取)</p> <p><b>中小企業振興に関し意見聴取の機会を確保すべきことを定めるもの</b></p> <p>(具体的内容)</p> <p>市は、中小企業振興策の推進に当たり、中小企業の状況を把握するため、中小企業者その他の関係者から広く意見を求める機会を設けるよう努めること。</p>	<p>(意見の聴取)</p> <p>中小企業振興を推進するためには、広く意見聴取する必要がある旨を規定しています。</p> <p>効果的な中小企業の振興に関する施策を推進していくためには、市内の中小企業の現状を把握することが重要であり、課題については解決に向け、施策に反映させていく必要があるため、中小企業者その他の関係者から広く意見を聴く機会を設けるよう努めることを規定しています。</p>